

別表 1

本契約に基づき甲から乙に支払われる紹介手数料は、理論年収に紹介料率 18% を乗じて 1000 円未満の金額は切り捨てた金額もしくは最低紹介手数料（10 万円）のいずれか高い金額に、消費税率を乗じて報酬額とする。

紹介手数料 (消費税抜)	=	理論年収 ※ 1	×	紹介料率 18% ※ 2	(1000 円未満切り捨て) ※ 3
-----------------	---	-------------	---	-----------------	-----------------------

- ※ 1 理論年収とは、甲の給与規程その他の社内規則に基づき、社員として 1 年間全て在籍した場合に支給されることが想定される年収（職務手当、技能手当、扶養手当、住宅手当等その他固定的に支給される手当）を指す。その際、試用期間中の賃金は、本採用時の賃金として算定する。ただし、変動要因である歩合給、残業代（みなし残業代ないし固定残業代は除く）等の割増賃金、その他は含まない。
- ※ 2 甲から人材紹介の申込みがあった日より前に乙に雇用され、予めほねつぎスタッフ研修を受講した者を甲に紹介した場合には、採用に際し紹介料率を 35% として紹介手数料を決定する。
- ※ 3 紹介手数料に 1000 円未満の端数が生じた場合、1000 円未満の金額を切り捨てる。なお、別途消費税を徴収する。

別表 2

早期退職返金保証規定

乙は丙が甲へ入社後、退職に至った場合は、それぞれの期間に応じて丙の紹介に対する当該報酬額に下記のとおり一定の率を乗じた金額を甲へ返金するものとする。

入社日後 60 日以内で退職に至った場合	報酬額の 80%
入社日後 90 日以内で退職に至った場合	報酬額の 60%
入社日後 120 日以内で退職に至った場合	報酬額の 40%
入社日後 150 日以内で退職に至った場合	報酬額の 20%
入社日後 180 日以内で退職に至った場合	報酬額の 10%

- ※ 1 入社日を含む暦上の日数で数えるものとする。
- ※ 2 早期退職返金制度は、甲が乙の指定する人材紹介返金申込書を提出し、乙が承認することが条件となる。条件を満たさない場合、返金できないものとする。
- ※ 3 返金額に 1000 円未満の端数が生じた場合、1000 円未満の金額を切り捨てる。なお、別途消費税を徴収する。